獨協大学 国際交流センター所長 殿

誓約書

今般、獨協大学長期留学に応募・申請するにあたって、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1. 留学前に行われる事前説明会に出席し、長期留学の理解と参加の意識向上に努め、渡航を含む諸手続関係について は大学の指示に従います。
- 2. 出発前に獨協大学が指定する海外旅行傷害保険および留学生トータルサポートサービスに加入し、加入にかかる所 定の費用は責任をもってこれを負担します。また、留学期間延長の場合は、事前に国際交流センターに連絡し、保 険契約に関する指示に従います。
- 3. 留学期間中、病気やけが等による入院加療または手術等の医師による医療処置については、帰国の必要性を含め獨協大学、および受入大学の関連教職員にその判断を一任し、結果に対しては責任を問いません。
- 4. 留学期間中、本人の故意、または過失により次に掲げる事項が生じた場合は、獨協大学、および受入大学の関連教職員の責任を問いません。
 - (1) 受入大学の財産を紛失又は破損した場合の補償
 - (2) 他人に与えた怪我、病気、死亡に対する補償
 - (3) 本人が被った怪我、病気、死亡に対する補償(天災、第三者の責任による事故、その他不可抗力的な事態による場合を含む)
- 5. 留学期間中は、その国・州の法律、受入大学の諸規則および獨協大学長期留学のルールを遵守し、更には受入大学 の関連教職員の指示に従います。これらに違反した場合は、留学中途での帰国を含むいかなる指示にも従います。
- 6. 留学先では、自動車、およびオートバイの運転は致しません。
- 7. 留学期間中、獨協大学国際交流センターから別途指示される各種報告・提出義務を遵守します。
- 8. 学生の留学先において、政治的混乱、テロ、感染症の大流行など、大学が危険と判断するような問題が発生し、獨協大学から帰国を命じられた場合、費用は自己負担にてこれに従います。
- 9. やむをえない事情で途中帰国しなければならなくなった場合、事前に国際交流センターに連絡し承諾を得ます。
- 10. 留学期間終了後、1ヶ月以内に最終学習・生活報告書、および留学終了届を国際交流センターに提出します。
- 11. 留学コースの円滑な進行と本人の安全を確認するために、受入大学が本人の学習状況や日常生活等個人的情報について、本人の許可なしに獨協大学に通知することに対し、異議はありません。

年	月	日	学籍番号					
			学生氏名					
保証人は、上記誓約書に記載されている事項および学生本人の留学に同意し、学生本人が誓約事項を遵守すること を保証します。								
年	月	日						
			保証人氏名	印				

(保証人自署。印影は学生とは異なるものを押印して下さい)

獨協大学 国際交流センター所長 殿

誓約書

今般、獨協大学長期留学に応募・申請するにあたって、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1. 留学前に行われる事前説明会に出席し、長期留学の理解と参加の意識向上に努め、渡航を含む諸手続関係について は大学の指示に従います。
- 2. 出発前に獨協大学が指定する海外旅行傷害保険および留学生トータルサポートサービスに加入し、加入にかかる所 定の費用は責任をもってこれを負担します。また、留学期間延長の場合は、事前に国際交流センターに連絡し、保 険契約に関する指示に従います。
- 3. 留学期間中、病気やけが等による入院加療または手術等の医師による医療処置については、帰国の必要性を含め獨協大学、および受入大学の関連教職員にその判断を一任し、結果に対しては責任を問いません。
- 4. 留学期間中、本人の故意、または過失により次に掲げる事項が生じた場合は、獨協大学、および受入大学の関連教職員の責任を問いません。
 - (1) 受入大学の財産を紛失又は破損した場合の補償
 - (2) 他人に与えた怪我、病気、死亡に対する補償
 - (3) 本人が被った怪我、病気、死亡に対する補償(天災、第三者の責任による事故、その他不可抗力的な事態による場合を含む)
- 5. 留学期間中は、その国・州の法律、受入大学の諸規則および獨協大学長期留学のルールを遵守し、更には受入大学の関連教職員の指示に従います。これらに違反した場合は、留学中途での帰国を含むいかなる指示にも従います。
- 6. 留学先では、自動車、およびオートバイの運転は致しません。
- 7. 留学期間中、獨協大学国際交流センターから別途指示される各種報告・提出義務を遵守します。
- 8. 学生の留学先において、政治的混乱、テロ、感染症の大流行など、大学が危険と判断するような問題が発生し、獨協大学から帰国を命じられた場合、費用は自己負担にてこれに従います。
- 9. やむをえない事情で途中帰国しなければならなくなった場合、事前に国際交流センターに連絡し承諾を得ます。
- 10. 留学期間終了後、1ヶ月以内に最終学習・生活報告書、および留学終了届を国際交流センターに提出します。
- 11. 留学コースの円滑な進行と本人の安全を確認するために、受入大学が本人の学習状況や日常生活等個人的情報について、本人の許可なしに獨協大学に通知することに対し、異議はありません。

年	月	日	学籍番号					
			学生氏名					
保証人は、上記誓約書に記載されている事項および学生本人の留学に同意し、学生本人が誓約事項を遵守すること を保証します。								
年	月	日						
			保証人氏名	印				

(保証人自署。印影は学生とは異なるものを押印して下さい)